

衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月10日（金）、第3回の委員会が開かれました。

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

- ・齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）
- ・宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、鎌田さゆり君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）深澤陽一君（自民）、鈴木庸介君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、階猛君（立憲）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

深澤陽一君（自民）

- （1） 最高裁判所が平成13年に公表した裁判官の手持ち件数の減少、合議率の上昇及び審理期間の短縮といった目標が達成されていないことについての受け止め及び裁判官を増員しなくても事件処理に支障が生じないことの確認
- （2） 審理期間を短縮させるための裁判所の取組
- （3） 産業技術の高度専門性を有する事件及び国際化する事件に対応するための裁判所の取組
- （4） 法曹志望者を増加させるための取組

鈴木庸介君（立憲）

- （1） 裁判所の予算が少ないとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
- （2） これまでの裁判所職員定員法改正案に対する附帯決議への対処状況
 - ア 「民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。」との事項についての最高裁判所当局の対処状況
 - イ 「現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。」との附帯決議を踏まえて法務省が行った分析及びそれに対する評価の内容
 - ウ 訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数及びその割合の推移
 - エ 裁判官以外の裁判所職員の労働時間の把握状況
- （3） 裁判官を増員したことによる審理時間短縮の成果
- （4） 本法案で減員する技能労務職員等の職務内容及び減員方法並びに裁判所速記官の事務官への振替による職責の変化の有無
- （5） 家庭裁判所の事件数が増加しているにもかかわらず調査官の定員はほぼ横ばいであるため職員の業務が増大している可能性

- (6) 判事補の採用が増えない理由
- (7) 五大法律事務所が法科大学院修了者よりも予備試験合格者を重視する傾向にあることは司法制度改革の失敗の一つであるとの認識の有無
- (8) 報酬やキャリア形成の面において裁判官が将来に希望を見いだせるような取組を行う必要性についての法務大臣の見解
- (9) 合議率の目標を10%とした理由及び現在もその目標を達成できていない理由

吉田はるみ君（立憲）

- (1) 裁判所の人的体制
 - ア 裁判所職員定員法を毎年改正せずに他省庁と同様に定員数の上限の範囲内で柔軟な人員配置を認めることの是非
 - イ 裁判所職員定員法で上限を設定して中長期計画に基づく柔軟な人員配置を行うことの可否
 - ウ 事件数が減少傾向にあることを踏まえた裁判所職員の定員の今後の見通し
- (2) テクノロジーの進展に伴う裁判官の将来像
 - ア 人工知能（A I）等のテクノロジーの進化が裁判官の仕事に及ぼす影響について最高裁判所当局における検討の有無
 - イ 情報処理が発達し頭脳労働が機械に取って代わられる時代における裁判官の在り方についての法務大臣の見解
- (3) 神戸連続児童殺傷事件の事件記録の廃棄
 - ア 全ての事件記録をデータ化して保存することの検討状況及び電子化の作業を行う職員の増員の有無
 - イ 「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」の検討結果の報告時期
- (4) 平均審理期間
 - ア 司法制度改革が始まった1999年頃と比較した2020年の平均審理期間
 - イ 裁判官一人当たりの事件数が半分に減少したにもかかわらず平均審理期間が伸びている理由
- (5) 裁判所の人的体制に関する中長期計画の必要性についての法務大臣の見解
- (6) 法務省の人的体制に関する中長期計画の必要性についての法務大臣の見解

階猛君（立憲）

- (1) 判事補の定員
 - ア 判事補の減員数を15人とした根拠
 - イ 150人近く欠員がある現状に見合った増減見通しを踏まえた減員数とする必要性
- (2) 法曹養成制度改革の失敗による法曹志願者の減少が判事補の欠員の増加につながっている可能性
- (3) 司法試験の予備試験をなくして全員が同じ試験を受けられるようにすれば法曹志願者が増えるとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 予備試験合格者と法科大学院修了者の間で司法試験合格率に大きな差がある理由
- (5) 法曹志願者の増加のため法科大学院修了を前提とせずに司法試験を受けられる仕組みにする必要性についての法務大臣の見解
- (6) 法科大学院の教育に関する数値目標（K P I）
 - ア 司法試験合格率を予備試験合格者の司法試験合格率に近づけることや司法試験に上位合格する修了者を増やすことを新たなK P Iとする必要性
 - イ 現在のK P Iに対する文部科学副大臣の問題意識の有無

漆間讓司君（維新）

- (1) 裁判官以外の裁判所職員の員数
 - ア 裁判官以外の裁判所職員の員数を31人減少する理由
 - イ 技能労務職員の業務内容及び同職員の減員による裁判所の業務への支障の有無
 - ウ 減員された技能労務職員が担当していた業務についての合理化の取組
 - エ 裁判所事務官を39人増員する要因である「事件処理の支援のための体制強化」の具体的内容
- (2) 裁判手続等のデジタル化の推進
 - ア 裁判手続等のデジタル化の推進に向けた取組状況
 - イ マイナンバーカードとの連携についての検討状況
 - ウ デジタルに関する専門的な知見を有する人材の確保の在り方
 - エ 裁判手続等のデジタル化の推進により裁判所の事務が合理化され中長期的に人員が減員される可能性
- (3) 判事補の員数
 - ア 判事補の員数を15人減少する理由
 - イ 判事補の充員が困難な状況が続いている理由及び判事補の充員に向けた取組状況
 - ウ 法務省における法曹志望者数の増加に向けた取組状況
- (4) 今回の裁判所職員の減員による人件費の削減額
- (5) 裁判所職員の定員の見直しを毎年ではなく3～5年ごとに行うこととする可否
- (6) 過去の事件記録を電子化することに対する最高裁判所当局の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 裁判所職員定員法改正案を毎年国会に提出せずに済む仕組みを検討する必要性についての法務大臣の見解
- (2) 法務省その他の行政府に出向している裁判官の数
- (3) 行政府に出向している裁判官の給与の支払者
- (4) 毎年裁判所職員の定員数を増減させるのではなく決められた上限の枠内で弾力的に人事交流を行うことの可否についての法務大臣及び最高裁判所当局の見解
- (5) 来年は裁判所職員の定員削減のための法律案を提出しないことの確認
- (6) 裁判所職員定員法を毎年改正するのではなく5年程度ごとに定員数を見直す仕組みとすることについての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 裁判所職員の勤務体制等
 - ア 繁忙のため現場から増員要求の声が上がるなど裁判所職員の定員を減員する根拠がないとの考えに対する最高裁判所当局の見解
 - イ 令和4年4月以降における最高裁判所職員が正規勤務時間外に業務端末を使用した時間と超過勤務時間の差異及び全国の裁判所における業務端末の使用時間により超過勤務を把握するシステムの導入の可否
 - ウ サービス残業が生じないよう勤務実態を適切に把握する必要性
 - エ 勤務実態を把握し実態に見合った人員配置を行う必要性
 - オ 子育てや介護を理由に短時間勤務となっている職員の業務をカバーする職員の負担が増えないよう代替職員を増員するなどの配慮を行う必要性
- (2) 裁判所における障害者雇用
 - ア 全職員に占める非正規職員の割合及び障害を持つ職員の非正規職員の割合

イ 障害を持つ正規職員を大幅に増やす必要性

ウ 常勤職員と非常勤職員の均等待遇に向けた更なる取組の必要性についての人事院及び最高裁判所
当局の見解